

令和7年度補助金支援事業及び学校給食用一般物資補助支援 事業実施要項

I 趣 旨

公益財団法人熊本県学校給食会の普及充実事業で、県下の各学校等で食育の一環として実施される調理講習会及び（親子）料理教室等に対し、補助金支援事業及び学校給食用一般物資補助支援事業を行い、児童生徒を対象にした食育支援を目的とする。

II 事 業

1 補助金支援事業

(1) 対 象

学校・調理場等に勤務する栄養教諭・講師（栄養）・学校栄養職員等が講師として関わる、校内及び地域での調理講習会または（親子）料理教室等

(2) 申請及び補助金の決定

①実施期間

令和8年2月末日まで

②申請方法

主催する責任者名（所属長）で開催日3週間前までに申請書（様式1）を送付すること。

※他から補助金等が支給される調理講習会や（親子）料理教室の場合は、本事業（補助金支援事業）は利用できない。

③決 定

申請内容を事務局で精査し、理事長決裁で補助金額を決定し、決定金額を申請者へ通知する。

ただし、原則1人あたり400円、講習会1回あたり10,000円を上限額とする。

また、決定金額が事業の予算額（10万円）に達し次第、当年度の事業を終了する。

④報 告

主催した責任者名で報告すること。（様式3）

ただし、支払領収書及び当日使用された資料（レシビ等）を添付すること。

⑤交 付

申請者から出された補助金請求書（様式4）により1ヶ月以内に交付する。

2 一般物資補助支援事業

(1) 対象

学校・調理場等に勤務する栄養教諭・講師（栄養）・学校栄養職員等が講師として関わる、校内及び地域での調理講習会または（親子）料理教室等

(2) 申請及び一般物資補助支援の決定

①実施期間

令和8年2月末日まで

②申請方法

主催する責任者名（所属長）で開催日3週間前までに申請書（様式2）及び当日の資料（レシピ等）を送付すること。

なお、原則として、夏期休業期間中など配送業務がない場合は、配送を行わない（事前に配送し、学校・調理場で保管することで対応をお願いします）。

③条件

原則として、1回の調理講習会（料理教室）の物資供給上限額は10,000円とする。ただし、他から補助金等が支給される調理講習会や料理教室の場合は、本事業（一般物資補助支援事業）は利用できない。

また、補助を行う一般物資は、在庫があるものに限る。

さらに、決定金額が事業の予算額（20万円）に達し次第、当年度の事業を終了する。

④決定

申請内容を事務局で精査し、理事長決裁で補助一般物資を決定し、申請者へ通知する。

決定物資の配送は、開催日に近い通常配送時に行う。

Ⅲ その他

(1) 申請書用紙について

本会のホームページに掲載していますので、ダウンロードをお願いします。

※連絡をいただければ申請書用紙を送付いたします。

(2) お問い合わせ

① 公益財団法人熊本県学校給食会(総務課)

TEL:096-357-1212 FAX:096-357-1216

② ホームページURL

<https://kuma-kenkyu.or.jp/>